

平成25年度 重点事業のご案内

平成25年度重点事項のお知らせ (要点)

社会福祉協議会の目標に即した事業展開および強化

1 地域福祉事業の発展強化

- 地域に暮らす人々が安心して暮らすため、時代に即した福祉事業の見直しと強化
- ふっつ後見支援センターの設置 (日常生活自立支援事業)

2 高齢者・障がい者福祉事業の推進

- ひとり暮らし高齢者を対象とした安否確認や緊急時対応事業の推進
- 「お助け隊」を発足し、業者に依頼しにくいちょっとした困りごとを解決



3 ボランティア活動の推進

- 災害支援ボランティアや職員を被災地に派遣、支援を実施
- エコキャップ等の回収事業を開始し、貧困など世界が直面する様々な課題について、考える機会を提供する。

4 福祉教育の推進

- 福祉教育の効果的で円滑な事業の推進のための支援
- 小・中学校での「総合的体験学習時間」の実施において福祉用具を活用し、体験学習の指導

5 子育て支援事業の推進

- 子育ての当事者同士がふれあい、仲間づくりを行う場の提供と孤立しがちな子育て中の不安を解消し、親の心を支える支援事業の推進
- 子ども向けの手作り布えほん・おもちゃを作成し、情操教育等に有効活用

6 広報・啓発活動の強化

- 本会の活動内容が市民に伝わっていない、分かりにくいなどの反省を踏まえ、新年度から広報紙「福祉ふっつ」をリニューアルし、社協活動の見える化、魅せる化を推進。

7 相談・援助事業の強化

- 福祉関連の相談窓口が行政及び関係機関に分散し設置されており、問題解決に時間と労力を強いられている現状に対応するため、「福祉相談なんでも窓口」を開設し、福祉相談ワンストップサービスを実施。



新規事業 (7月より開始)

日常生活自立支援事業

日常生活を送る上で、十分な判断ができない方や、体の自由がきかない方が地域で安心して生活できるように支援する福祉サービスです。

1 福祉サービス利用援助

福祉サービスを安心してご利用できるようにお手伝いいたします。

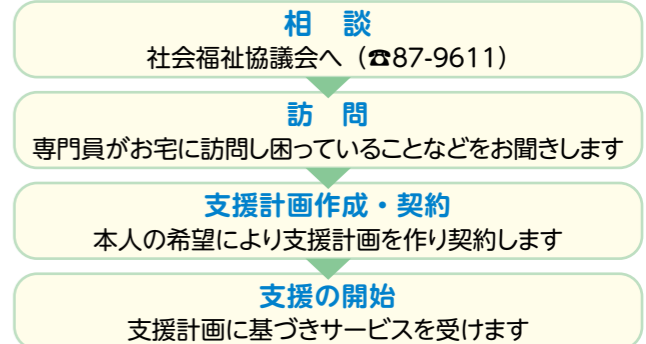
2 財産管理サービス

毎日の暮らしに欠かせないお金の出し入れをお手伝いいたします。

3 財産保全サービス

大切な書類や印鑑などをお預かりします。

利用の流れ



利用料

- 福祉サービス1時間未満 500円
 - 財産管理サービス ...1時間30分以上2時間未満 1,500円
 - 年会費 3,600円
- ※費用については細かく規定されておりますので希望される方には、資料をお送りいたします。

ちょっと困ったお助け隊

日常生活を営んでいく上で専門業者に頼むほどではないが自分ではできない「ちょっと困った」ことがあります。そんなとき社会福祉協議会の職員があなたの「ちょっと困った」をお手伝いします。費用は、無料ですが利用については、65歳以上の一人暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯で月に1回を限度とします。(最高年12回まで)

ちょっと困ったとは

- 電球 (蛍光灯) を替えたい。
- テレビ、エアコン等のリモコンがきかない。
- 筆筒の上の荷物を下ろしたい。

等々で15分以内に完了する「ちょっと困った」です。

福祉相談なんでも窓口



福祉のことで困ったけど、どこに行っても相談したらよいか分からない。そんな時は社会福祉協議会へ。

どうすればよいか、どこへ相談すればよいか支援いたします。法律的問題等であれば、弁護士への無料相談のご紹介もいたします。



赤い羽根共同募金事業

千葉県共同募金会を通じて県内の民間福祉施設・福祉団体などの各種福祉事業や整備、災害時のボランティア活動支援、市内において地域福祉推進を行うための活動費として配分され活用されています。

24年度実績 5,666,384円

使い道は、介護家族の会、朗読テープ発行事業、福祉教育、法律相談、福祉緊急電話設置事業、地区社会福祉協議会助成等々広く有効に活用されています。

歳末たすけあい募金

市内の重度身体障がい者 (児) 等の方が地域で安心して暮らすことができるように、また年間を通しての一人暮らし高齢者の見守り活動をするために地域住民、関係機関、団体等の協力により活動を行っています。

24年度実績 5,515,398円

使い道は、福祉団体への配分、地区社会福祉協議会、重度身体障がい者 (児) への配分が主なものです。

継続事業のご案内

高齢者生きがい事業について

担当の石井です。



この事業は、高齢者が補助的・短期的な就労を通じて自己の経験、能力、希望を生かして社会参加をはかり、働く機会を得て、自らの生きがいを高めるとともに、福祉の増進に寄与することを目的とするものです。

会員登録について

富津市内在住で、会社などを定年で退職されたりして、第一線から退いたものの、まだまだ体も健康で、働いてみたい方。経験と能力を社会に生かしてみませんか。

個人宅や会社所有敷地の草刈・植木の剪定・草取のような、単発的なご依頼を多く請けています。あくまで、「生きがい」として活動していますので、定期的な収入や就労の保証を望むものではありません。ご理解の上で、登録をご検討ください。

- 1 会員資格** 富津市内在住の概ね60歳以上の方
- 2 会員申込** 入会申込書・証明証用写真2枚(3cm×2.5cm)・入会金800円
- 3 作業内容** 草刈・草取・植木の剪定伐採・農作業・家の掃除・溝掃除・簡単な大工仕事(棚づくりやトタンの貼り直し)等。(草刈機や大工道具等、作業に必要な道具は会員が持参する形になります)
- 4 作業時間** 基本1日8時間 [内容により4時間以上]
- 5 保険加入** 傷害保険・賠償保険に加入
- 6 配分金** 月末締めで、翌月15日支払い

仕事の依頼について

臨時的かつ短期的または軽易な業務を希望する高齢者に地域社会から仕事を引き受け、それを会員に提供するという仕組みになっています。

例えば、忙しくて庭や土地の手入れまで行き届かない方、農業を営んでいて苗植えや収穫時など、短期間ながら人手が欲しい方、といったちょっとした仕事だけでも人を雇うような規模ではないものがありましたら、ご連絡ください。

事業所の社員と混在して就業することや、発注者の指揮命令の下で就業する仕事は、お引き受けしておりません。(パート・アルバイト人員の代替ではありません。)

- 1 作業発注** 社会福祉協議会へ直接または、電話(☎87-9611)でお申し込みください。担当が現場を確認に伺います。
- 2 見積** 現場確認にて、作業内容・場所・期間・人数など作業金額を見積ります。高所作業や足場の不安定な現場、重量物運搬等作業内容によってはお引き受け出来ないこともあります。作業料には、会員への配分金、事務費、交通費等が含まれます。
- 3 会員派遣** 見積額や作業内容について承諾後、依頼内容に見合う会員を派遣し、作業を実施します。
- 4 作業終了** 会員からの作業日報を確認後、依頼者へ請負代金を請求します。(依頼者に請求書が届くのは、実際に作業された月の翌月になります。)

■高齢者生きがい事業 依頼主用 単価表

平成23年4月1日改定

作業種類	単価(1日分) (全て燃料代込みの単価です。)	備考
草刈	8,800円	草刈機を用いた草刈り作業
植木の手入れ		樹木の伐採含む
一般作業	6,600円	溝掃除・大工 塗装・土木 重労働とみなす作業等
草取		鎌等を使った手作業での草取り作業
軽作業	6,600円	軽作業とみなす作業等
農作業	6,600円	軽度な収穫作業等
	7,480円	搬入・収穫作業等
片付け	8,800円	稲刈り・重労働とみなす作業等
	2,200円	軽トラック1台につき

左記の単価表は、主な作業の一覧です。該当しないものは、ご相談となります。



ミニディサービスみちくさの会



担当の鈴木です。

地域に住む高齢者の皆さまの閉じこもり防止・生きがい・介護予防を目的として天羽老人憩の家にて開催しています。

「ゆっくりお話したい」「みんなで話しながらゆっくり入浴したい」…という希望をかなえながら笑顔の絶えない一日を過ごして頂きたいと思います。

利用できる方は

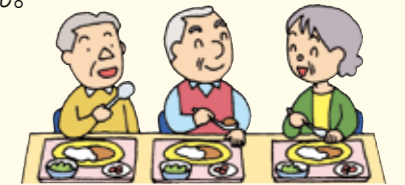
1 市内に住所のある65歳以上の方

介護保険利用対象内外にかかわらず利用できますが、「閉じこもり防止」・「介護予防支援」を目的とした事業なので中～重度の介護が必要な方は利用できません。

2 開催日は毎週月曜日と第3・4金曜日です。

3 利用料は1人1回1,000円です。

昼食代・憩の家利用料



皆さまの参加をお待ちしています



みちくさの会ではボランティアスタッフも募集しております。ボランティア内容は開催準備・見守り・お風呂介助・送迎等です。詳しくは事務局にお問い合わせください。(☎87-9611)

介護保険サービス



担当の寺澤です。

富津市社協では、高齢者や介護を必要とされる皆さまの生活を応援しています。事業所では各種の介護保険サービスのサービスを実施しています。お気軽にご相談ください。

居宅介護支援 (ケアプラン作成)

介護支援専門員(ケアマネジャー)が居宅サービス計画(ケアプラン)等や介護保険に関する相談を受けます。

訪問介護 ・ 介護予防訪問介護 (ヘルパー派遣)

訪問介護員(ホームヘルパー)がご自宅へ訪問し、身体介護(利用者本人に直接触れる介護サービス)として入浴介助、食事の介助等や生活援助(利用者本人に直接ふれないで行うもの)として食事の支度・片付け・洗濯、掃除等のサービスを提供します。

一元玉募金

市内11の地区社会福祉協議会の活動資金が中心です。

24年度実績 2,774,214円

貸付制度について

社会福祉協議会では以下の貸付を実施しております。遠慮なくご相談してください。
 なお、貸付には審査があり、ご希望にそえないことがあります。(☎ 87-9611)

	内 容	条 件	貸付限度額	返済内容
1	緊急小口資金 所得の少ない世帯で緊急且つ一時的に生計の維持が困難になった場合の資金	低所得世帯。富津市に6ヶ月以上居住している方(単身世帯・1年以上) 生活保護世帯は対象外	10万円以内	据置期間 2ヶ月 償還期間 8ヶ月以内
2	総合支援資金 失業等により日常生活に困難を抱え職安による就職活動をする為の生活費等の貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯への貸付資金	離職2年以内の方 65歳未満の方 生活保護・年金等の公的給付が受けられない方。職安より連絡票を受けている方	単身 月15万円以内 2人以上 月20万円以内 最大貸付期間 12ヶ月	据置期間 6ヶ月 償還期間 20年以内
	住宅入居費 住宅の賃貸契約に必要な費用	//	40万円以内	//
	一時生活再建費 生活を再建する為の費用(公共料金・家賃の滞納分他)	//	60万円以内	//
3	教育支援費 高校・大学または専門学校に就学するために必要な経費(授業料・通学費・学用品購入費・施設設備費・修学旅行等積立金・実験実習費・部活動費他)	低所得世帯 他からの融資を受けることが困難な方(日本学生支援機構・日本政策金融公庫他)	高校 月35,000円以内 短大・専修・高専 月60,000円以内 大学 月65,000円以内	据置期間 卒業後6ヶ月 償還期間 10年以内
	就学支度費 高校・大学または専門学校に入学時に必要な経費(入学金・制服・運動着・教科書・靴・鞆・通学用自転車等)	教育支援資金と同じ(入学時のみ申請可)	50万円以内	//
4	介護費 介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費 期間中の生計を維持する為に必要な経費	低所得世帯 障がい者世帯 高齢者世帯 (生活保護世帯は対象外)	1年以内の場合 1,700,000円以内 1年から1年6ヶ月以内の場合 2,300,000円以内	据置期間 6ヶ月 償還期間 5年以内



担当の
山口です。



	内 容	条 件	貸付限度額	返済内容
5	障がい者用自動車購入費 障がい者の方が運転する車の購入費。障がい者・児の通院・通学等の為に使用する車の購入費	障がい者世帯 (障がい者本人または障がい者と生計を同一にする者)	2,000,000円以内 福祉車両の場合 2,500,000円以内	据置期間 6ヶ月 償還期間 8年以内
6	療養費 負傷または疾病の療養に必要な経費。当該療養期間中の生計を維持するために必要な経費	低所得世帯 高齢者世帯 (生活保護世帯は対象外)	1年以内の場合 1,700,000円以内 1年から1年6ヶ月以内の場合 2,300,000円以内	据置期間 6ヶ月 償還期間 5年以内
7	不動産担保型生活資金 一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	低所得世帯 世帯構成員が65歳以上 土地の鑑定価格が1,000万円以上 居住している土地・建物(戸建住宅) ※マンションは不可	鑑定価格の70% 貸付月額 月30万円以内 借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間	据置期間 契約終了後 3ヶ月以内 償還期間 据置期間終了時
8	要保護世帯向け不動産担保型資金 要保護の高齢者世帯に対し一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	生活保護世帯であると福祉事務所が認めた世帯 申込者及び配偶者が65歳以上 土地・建物の合計鑑定価格が500万円以上 居住している土地・建物(戸建住宅)・集合住宅(マンション)	戸建て住宅 鑑定価格の70% 集合住宅 鑑定価格の50% 借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間	据置期間 契約終了後 3ヶ月以内 償還期間 据置期間終了時
9	富津市社会福祉金庫貸付 応急的な資金の貸付によって安定した生活をしていただく為の貸付	富津市に住所を有する低所得者世帯	4万円以内	据置期間 貸付の日から 3ヶ月 償還期間 10ヶ月以内
10	富津市社会福祉協議会緊急小口資金 生活に困窮し、緊急的且つ一時的に生計の維持が困難になった方に対する貸付	富津市に住所を有する低所得世帯及び緊急且つ一時的に生計の維持が困難になった者 ※富津市社会福祉協議会会長が特に必要と認めた場合においては富津市外に住所を有する低所得世帯	1万円以内	据置期間 なし 償還期間 6ヶ月以内